

(別表1)

## 事業継続力強化支援計画

### 事業継続力強化支援事業の目標

#### 1 現状

##### (1)地域の災害リスク

###### (洪水:土砂災害ハザードマップ)

町内の宇美川は過去氾濫が発生したことがある。特に、平成15年7月、および平成21年7月の中国・九州北部豪雨災害の際には床上・床下浸水が発生するなどの被害が発生している。また流域の一部では0.5~3.0m（およそ建物の1階の軒下まで浸水する程度）の浸水想定区域が存在する。

###### (土砂災害: 土砂災害ハザードマップ)

当町のハザードマップによると、山間の井野、貴船、原田、障子岳、神武原地区の一部および急傾斜地のあるひばりが丘、四王寺坂、原田、宇美中央、ゆりが丘の一部地区は、地滑り等、土砂災害が生じる恐れがあるエリアとなっている。特に障子岳地区には小規模製造事業者の集積が見られる。

###### (地震: 土砂災害ハザードマップ)

ハザードマップの防災地図によると、警固断層南東部（マグニチュード7.2）を震源とする地震が発生した場合、宇美町内の市街地の大半が想定震度5強の範囲内にあり、一部では6強の震度となる地域も想定されている。

###### (その他)

宇美町は面積の約7割を標高100~200m級の山地・丘陵に囲まれており、埋め立てや造成された土地も多く分布していることから、集中豪雨や台風などによる「土砂災害」や「河川氾濫」、「地震」による建物倒壊や火災などの被害が想定される。またこのほかにも、河川への排水が間に合わず側溝から水があふれる「内水氾濫」や、「ため池の決壊」にも注意が必要である。

##### (2)商工業者の状況

- ・商工業者等数 1,073人
- ・小規模事業者数 885人

###### 【内訳】

業種		商工業者数	小規模事業者数	備考（事業所の立地上場等）
商工業者	製造業	169	138	早見・障子岳地区に集積が見られる
	建設業	281	266	町内各地に広く分散している
	小売業	140	105	県道35、68号線沿いに多い
	サービス	396	294	県道35、68号線沿いに多い
	その他	87	82	

### (3)これまでの取組

#### 1) 当町の取組

- ・防災計画の策定、防災訓練の実施
- ・防災備品の備蓄
- ・「土砂災害ハザードマップ」発行
- ・「わが家の防災ハンドブック」刊行

#### 2) 当会の取組

- ・防災備品（スコップ、懐中電灯、非常食等）を備蓄
- ・福岡県火災共済協同組合と連携した損害保険への加入促進

## II 課題

現状では、緊急時の取組について漠然的な記載にとどまり、協力体制の重要性についての具体的な体制やマニュアルが整備されていない。加えて、平時・緊急時の対応を推進するノウハウをもった人員が十分にいない。更には、保険・共済に対する助言を行える当会経営指導員等職員が不足している。といった課題が浮き彫りになっている。

## III 目標

- ・地区内小規模事業者に対し災害リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する
- ・発災時における連絡体制を円滑に行うため、当会と当町との間における被害情報報告ルートを構築する。
- ・発災後速やかな復興支援策が行えるよう、商工会組織内における体制、関係機関との連携体制を 平時から構築する。

### ※ その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。

## 事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

### (1)事業継続力強化支援事業の実施期間(令和2年4月1日~令和7年3月31日)

### (2)事業継続力強化支援事業の内容

当会と当町の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

#### <1.事前の対策>

- ・宇美町地域防災計画と本計画との整合性を整理し、平時の災害予防・災害時の応急対策・復旧・復興計画など商工業者への対策知識の啓発・計画の策定支援を行う。また発災時に混乱なく町内事業者の応急対策等に取り組める体制づくりを行う。

#### 1)小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・巡回経営指導時に、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策(事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入等)について説明する。
- ・会報やホームページ等において、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ・小規模事業者に対し、事業者BCP(即時に取組可能な簡易的なもの含む)、事業継続力強化計画の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
- ・事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。

#### 2)商工会の事業継続計画の作成

- ・当会は、令和3年3月までに事業継続計画を作成。

#### 3)関係団体等との連携

- ・連携協定を結ぶ福岡県火災共済協同組合に専門家の派遣を依頼し、会員事業者以外も対象とした普及啓発セミナーや損害保険の紹介等を実施する。
- ・関係機関への普及啓発ポスター掲示依頼、セミナー等の共催。

#### 4)フォローアップ

- ・小規模事業者の事業者BCP等取組状況の確認
- ・宇美町と防災対策についての情報交換を行うとともに災害発生時は宇美町への情報提供を行う。同時に宇美町と連携して被災事業者の状況把握・復旧施策情報の提供等を事業者に行い支援に努める。またそのために常日頃から互いに災害施策に関する情報共有を行う。

#### 5)当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害(マグニチュード7の地震)が発生したと仮定し、当町との連絡ルートの確認等を行う(訓練は必要に応じて実施する)。

## <2.発災後の対策>

- ・自然災害等による発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。そのうえで、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

### 1)応急対策の実施可否の確認

発災後 3 時間以内に職員の安否報告を行う。

(SNS 等を利用した安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況（家屋被害や道路状況等）等を当会と宇美町で共有する)

### 2)応急対策の方針決定

- ・当会と当町の間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。  
(豪雨における例) 職員自身の目視で命の危険を感じる降雨状況の場合は、出勤をせず、職員自身がまず安全確保をし、警報解除後に勤務する。等。
- ・職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。
- ・大まかな被害状況を確認し、3日以内に情報共有する。

(例：被害規模の目安は以下を想定)

大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none"><li>・地区内 10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。</li><li>・地区内 1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。</li><li>・被害が見込まれている地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。</li></ul>
被害がある	<ul style="list-style-type: none"><li>・地区内 1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が生じている。</li><li>・地区内 0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等大きな被害が発生している。</li></ul>
ほぼ被害はない	<ul style="list-style-type: none"><li>・目立った被害の情報がない</li></ul>

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものと考える。

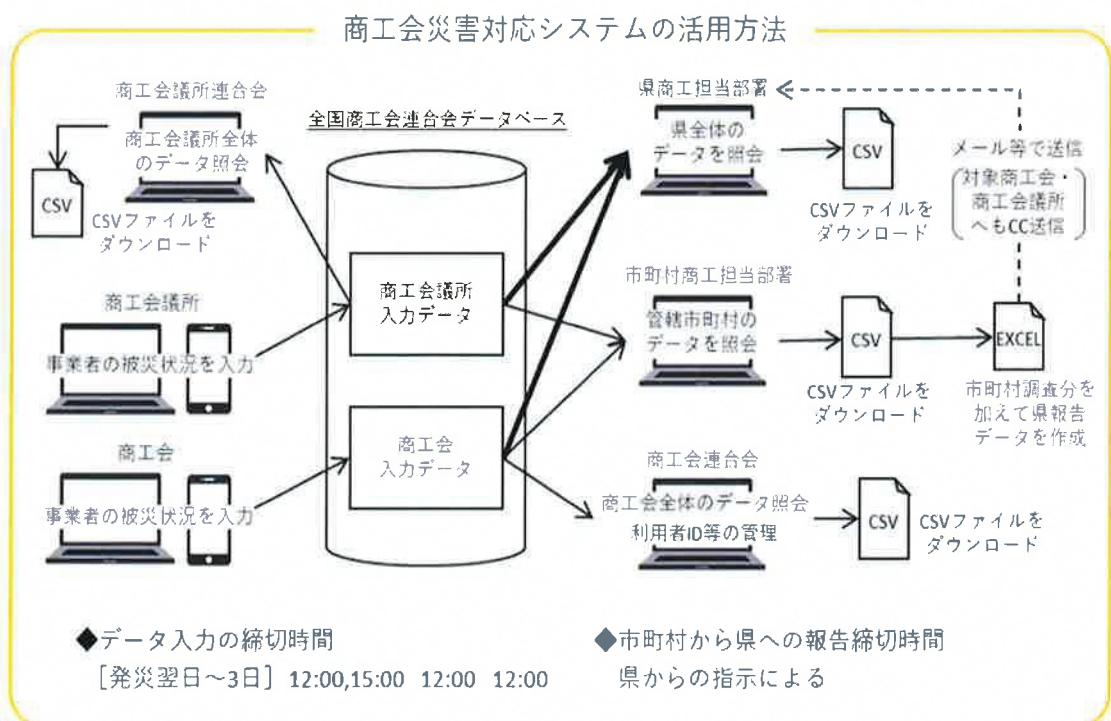
- ・本計画により、当会と当町は以下の間隔で被害情報等を共有する。

期 間	共有回数
発災後～1週間	1日に 2回共有する
1週間～2週間	1日に 1回共有する
2週間～1ヶ月	3日に 1回共有する
1ヶ月目以降	1週間に 1回共有する

### <3.発災時における連絡体制>

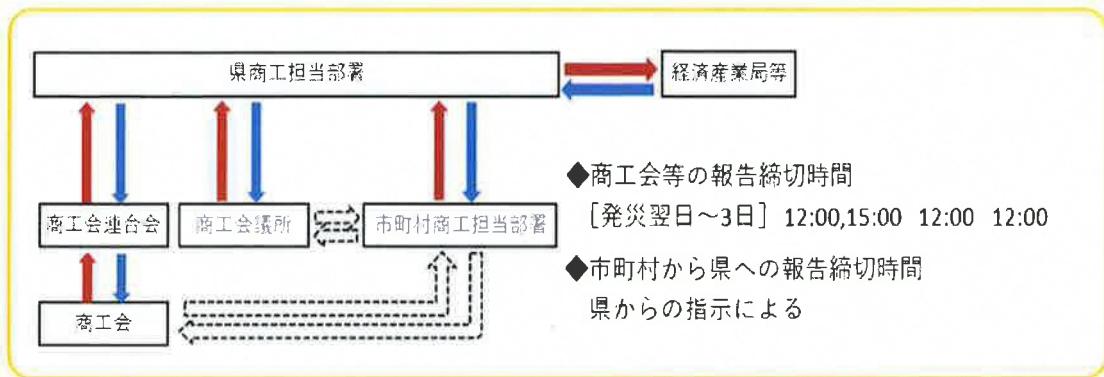
- ・自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・二次被害を防止するため、被災地域での活動内容について決める。
- ・当会と宇美町は被害状況の確認方法や被害額(合計、建物、設備、商品等)の算定方法についてあらかじめ確認しておく。
- ・当会と当町が共有した情報を、下記の県が指定する方法にて当会又は当町より県の商工担当部署へ報告する。
- ・当会は原則、商工会災害対応システムに被害状況を入力することで、宇美町の商工担当部署へ情報共有し、県の商工担当部署へ報告する。
- ・商工会災害対応システムが利用できない場合は、メールまたはFAX等により情報共有又は報告を行う。
- ・報告時間について、当会は原則、発災翌日の12:00と15:00、2日目の12:00、3日目の12:00とし、発災時、県から指示があった場合は、その指示によるものとする。当町は県から指示により報告する。

#### ①システム利用可能時



## ②システム不具合発生時

- 下図の流れで情報共有又は報告を行う。



- また、当会は被害状況を 9. 様式集に規定する様式 I に記載し、県の商工担当部署へ報告する。

様式 I

福岡県中小企業振興課経営支援課 ○○-○○宛て【電子メールにて送付：（メールアドレス keiseishienprof.fukuoka.lg.jp）】

令和〇年〇月〇日の大雨による商工被害状況 提出日 令和〇年〇月〇日

団体名： 記入担当者：

被害箇所				被害状況			区分 被災の種類・状況
所在地	商店街の場合は 商店街名	事業所名	業種	被害額	被害内容（建物、施設、原材料、機械設備など。何を被災させたか詳しく記述してください）		
記入例 △△市△△町△△番地	△△商店街	△△酒店	酒販売業	約 140 万円	店舗前の電柱が店舗に向けて倒れ。店舗半壊、在庫商品の約 7 割が被害。		建物・施設被害 建物・施設被害内容に 該当する場合は複数選択可 支障がない場合は 支障がない場合は
1							
2							
3							

※前回までに御報告頂いた箇所には判断せずに、新增情報を追記して下さい。  
※既に御報告を頂いている箇所箇所につきましても、その後の調査で被害状況等の修正や追加が判明した場合は、併せて御報告お願いします。

## <4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援>

- 相談窓口の開設方法について、宇美町と相談する(当会は、国や県の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する)。
- 安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- 地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- 応急時に有効な被災事業者施策(国や県、宇美町等の施策)について、地区内小規模事業者等へ周知する。

## <5. 地区内小規模事業者に対する復興支援>

- 県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- 被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を、県等に相談する。

### ※その他

- 上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。

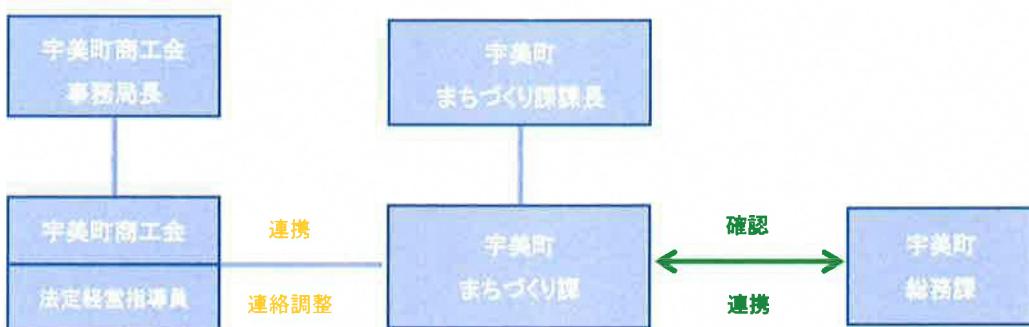
(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制

(令和元年12月現在)

**(1)実施体制** (商工会又は商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／関係市町村の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／商工会又は商工会議所と関係市町村の共同体制／経営指導員の関与体制 等)



**(2)商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制**

①当該経営指導員の氏名、連絡先

経営指導員 北村 直之（連絡先は下記①を参照）

②当該経営指導員による情報の提供及び助言（手段、頻度 等）

※以下に関する必要な情報の提供及び助言等を行う

- ・本計画の具体的な取組の企画や実行
- ・本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ（1年に1回以上）

**(3)商工会、関係市町村連絡先**

① 宇美町商工会

〒811-2101 福岡県糟屋郡宇美町5丁目2-14

TEL : 092-932-0443 / FAX : 092-932-7563

E-mail:umi@shokokai.ne.jp

② 関係市町村

宇美町役場 総務課

〒811-2101 福岡県糟屋郡宇美町5丁目1-1

TEL : 092-932-1111 / FAX : 092-932-7512

E-mail:bousai-bouhan@town.umi.lg.jp

※ その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
必要な資金の額	150	210	210	210	210
・専門家派遣費	60	60	60	60	60
・セミナー	30	30	30	30	30
・パンフ、チラシ配布費用	60	120	120	120	120

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法

会費収入、宇美町補助金、県補助金、事業収入 等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること

(別表4)

事業継続力強化支援計画を作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名	
福岡県火災共済協同組合 理事長 城戸 津紀雄 所在地 福岡市博多区吉塚本町9番15号 福岡県中小企業振興センタービル8F 電話番号 092-622-8071	
連携して実施する事業の内容	
福岡県火災共済協同組合 ・帶同巡回による損害保険の説明 ・リスク診断への協力 ・会議、セミナー、相談会等での商品説明	
連携して事業を実施する者の役割	
①商工会 役割：個別事業者に対し災害リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。 効果：災害リスクへの注意喚起、並びにリスク回避のための事前対策の実施。	
②福岡県火災共済協同組合 役割：セミナー・個別説明によるリスク回避方法の提案、専門的情報の提供。 効果：事前対策の実施により発災時の損害軽減を図ることができる。	
連携体制図等	
<p>The diagram illustrates the collaboration mechanism. At the top is an orange box labeled "地区内商工業者" (Local Business Operators). Two red arrows point from this box to two other boxes below: a green box labeled "商工会" (Chamber of Commerce) on the left, and a blue box labeled "福岡県火災共済協同組合" (Fukuoka Prefecture Fire Disaster Mutual Assistance Association) on the right. A double-headed arrow labeled "連携" (Collaboration) connects the green and blue boxes.</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・事前対策の必要性周知</li><li>・災害リスク情報の提供</li></ul> <ul style="list-style-type: none"><li>・リスク回避方法の提案</li><li>・専門的情報の提供</li></ul>	